公　示　送　達　書

令和　8年　10月　30日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	氏名及び名称	小山　壽一
送達する書類	令和８年度 後期高齢者医療保険料額通知書	

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。